

物品購入契約書(案)

物件名等	金沢市立病院事務局 第8354号 高压蒸気滅菌装置 品目明細は別紙のとおり
契約金額	_____ (うち消費税及び 地方消費税の額 _____)
契約保証金	_____
納入期限	令和元年3月24日
納入場所	金沢市立病院

(注) この契約に係る消費税及び地方消費税の額は、契約金額に 110分の10を乗じて得た額である。

この契約について、上記条件のほか金沢市契約規則（平成15年規則第1号）及び別紙の条項に従って、信義を重んじ誠実に契約を履行する。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自一通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 金沢市平和町3丁目7番3号
金沢市病院事業管理者 高田重男

受注者 住所

氏名

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、物品購入契約書に基づくほか、次の各条項を遵守し、契約を履行するものとする。

(納付の完了の確認又は検査)

第2条 受注者は、売買物品を納入したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に受注者の立会のうえ売買物品の検査を行い、検査に合格したものについてこれを受理するものとする。

3 受注者は、前項の検査の結果不合格となったときは、当該不合格品を遅滞なく引き取り、速やかに引き替え納入するものとする。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 検査に要する費用及び検査による変質、変形、毀損は全て受注者の負担とする。

(所有権の移転)

第3条 売買物品の所有権は、前条第2項に規定する検査に合格した時に、受注者から発注者に移転するものとする。

(危険負担)

第4条 前条に規定する所有権の移転の前に生じた売買物品の滅失、損傷その他の損害は、受注者の負担とする。ただし、発注者の責めに帰する理由によるときは、この限りでない。

(保証期間)

第5条 受注者は、売買物品を発注者に納入した後12か月間、発注者の正常な管理の下において製品の不良、変質等により生じたと認められる故障又は発見された瑕疵については、発注者の請求により直ちに自己の負担において、修理又は取替え納入するものとする。

(代金の支払い)

第6条 契約代金の支払いは、第2条に規定する検査に合格した後、発注者が適法なる請求書を受理した日から30日以内とする。

(履行遅滞の場合の違約金)

第7条 発注者は受注者が正当な理由なく納入期日までに物品を納入しないときは、遅延日数1日につき契約金額(既に入れた部分がある場合には、当該部分に対する契約金額相当額として発注者の認定した額を控除した額)の1,000分の1に相当する違約金を徴収する。

(発注者の解除権)

第8条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、受注者は発注者に異議の申し立てをすることができないものとする。

(1) 納入期限までに売買物品の納入を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) この契約条項に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(3) 発注者の承諾なくして、この契約により得た権利若しくは義務を他人に委任又は譲渡したとき。

(4) この契約に関し、公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条第1項に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)又は独占禁止法第50条第1項に規定する課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該排除措置命令又は納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

(5) この契約に関し、排除措置命令又は納付命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(6) 排除措置命令又は納付命令により、受注者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(7) この契約に関し、受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。)に対し、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条(独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。)又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条の規定による刑が確定したとき。

(8) 契約の履行にあたって、受注者が法令の規定による必要な許可又は認可を失ったとき。

(9) 受注者の経営状態が悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の理由があるとき。

(10) 受注者がこの契約以外の業務において不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。

(11) この契約の履行が困難になったことその他やむを得ない

と認められる事由によって、受注者がこの契約の解除を申し入れたとき。

(12) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしたと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約、購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らなから、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約、購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 受注者は、第1項の規定によりこの契約を解除されたときは、発注者に対してその損害の賠償を求めることはできない。

（発注者の任意解除権）

第8条の2 発注者は、この契約の履行が完了するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとし、その額は、受注者と協議して定めるものとする。

（契約が解除された場合の違約金）

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金

として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 発注者は、第1項の規定により違約金を徴収する場合において、受注者が契約保証金の納付又はこれに代わる担保を提供しているときは、当該契約保証金又は担保をもって当該違約金に充当することができる。ただし、当該担保が金沢市契約規則（平成15年規則第1号）第31条において読み替えて準用する金沢市契約規則第5条第1項第6号に掲げるものである場合にあっては、第6条第7号の規定により契約が解除された場合を除く。

（損害賠償の予約）

第10条 発注者は、受注者が第8条第1項第4号から第9号までのいずれかに該当したときは、契約の解除の有無にかかわらず、契約金額の100分の20に相当する損害賠償金を徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 受注者が金沢市立病院会計規程（平成25年病院事業管理規程第13号）第2条第2項の規定により準用する金沢市契約規則第43条第1項第4号から第8号までのいずれかに該当する場合で、当該排除措置命令又は審決の対象となる行為が不正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他発注者が特に認めるとき。

(2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が金沢市立病院会計規程（平成25年病院事業管理規程第13号）第2条第2項の規定により準用する金沢市契約規則第43条第1項第9号の規定に該当する場合で、当該受注者に対する刑の確定が刑法第198条の規定によるものであるとき。

2 発注者は、受注者が第8条第1項第9号に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除の有無にかかわらず、損害賠償金として、前項に規定する額のほかに、契約金額の100分の5に相当する額を徴収する。

(1) 第8条第1項第4号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。

(2) 第8条第1項第9号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を、発注者に提出しているとき。

3 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。

(費用負担)

第11条 この契約の締結に要する費用及び売買物品の納入に要する費用は、受注者の負担とする。

(秘密の保持)

第12条 受注者は、この契約を履行することにより知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(規定の適用)

第13条 この契約に定めるもののほか、金沢市立病院会計規程(平成25年病院事業管理規程第13号)第2条第2項の規定により準用する金沢市契約規則の定めるところによる。

(疑義の決定)

第14条 この契約について疑義のあるときは、発注者と受注者との協議のうえ定めるものとし、協議が成立しないときは、発注者の定めるところによる。

